



4. 働きやすい環境への取組

【女性社員の活躍推進】

- ① 女性社員が子育てをしながら能力を発揮できるよう、「育児介護休業等に関する規則」を改正しました。

【施行日】 2021年4月1日

≪改正内容≫ 第15条第1項を改正し、育児短時間勤務の就業時間を選択できるようにし、多様な働き方の実現を図りました。

第15条(育児短時間勤務)

＜改正前＞

- 1 小学校4年生の始期に達するまでの子を養育する社員は、申し出ることにより、就業規則第14条の所定労働時間について、午前9時から午後5時までの間の6時間(うち休憩時間は、就業規則第22条第1項に準ずる)とする(1歳に満たない子を育てる女性社員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる)。

＜改正後＞

- 1 小学校4年生の始期に達するまでの子を養育する社員は、申し出ることにより、就業規則第14条の所定労働時間について、午前8時から午後5時までの間の6時間又は7時間(うち休憩時間は、就業規則第22条第1項に準ずる)とし、本人の状況に応じて決定する(1歳に満たない子を育てる女性社員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる)。

- ② 女性が個性と能力を十分に発揮し、より活躍できる職場環境を目指すため、「女性活躍検討委員会」を設置しました。今後、女性が働きやすい環境整備を行うべく、委員会メンバーで検討していきます。

【発足日】 2021年3月30日(第1回女性活躍検討委員会開催)

- ③ 「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定し、義務化されるより前に労働局へ届け出を実施し、男女ともに活躍でき、長く勤務できる職場環境の整備を行っていきます。

【届出日】 2021年3月31日